

(別紙) 特定事業の種類及び要件

| 分野 | 特定事業 | 要件 |
|-------|--|----|
| 農林水産業 | 保安林の指定の解除手続期間の短縮 〔林野庁通知 30 林整治第 2654 号、30 林整治第 2704 号、 30 林整治第 2705 号〕 | 別添 |

《凡例》

法：国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

保安林の指定の解除手続期間の短縮

〔林野庁通知 30 林整治第 2654 号、30 林整治第 2704 号、30 林整治第 2705 号〕

【要件】

- ① 国家戦略特別区域内において、保安林の指定の解除に係る事業及びその実施区域を定めること。
- ② 都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備すること。
- ③ 当該事業を実施した場合に、林野庁通知 30 林整治第 2654 号別添第 3 及び第 4、30 林整治第 2704 号別添第 3 及び第 4、30 林整治第 2705 号別添第 3 に掲げる基準に適合すると見込まれること。